## 薬価の算定方法の変更による影響等

- 1 共済金の削減額見込み
  - ① 現行の算定方法

当該既収載医薬品の診療施設における 薬価算定単位当たりの平均的購入価格 + 調整幅 (税込購入価格の加重平均値)

調整幅:改定前薬価の2/100に相当する額

- i 上記算式による算定値が、購入価格の90%バルクライン価格の95 <u>/100</u>に相当する額を下回る医薬品については、購入価格の90%バルクライン価格の95/100に相当する価格を薬価とする。
- ii 上記算式又は i による算定値が改定前薬価を上回る医薬品については、改定前薬価を薬価とする。



### ② 変更後の算定方法

- i 上記算式による算定値が、購入価格の90%バルクライン価格の90 / 100 に相当する額を下回る医薬品については、購入価格の90%バルクライン価格の90/100 に相当する価格を薬価とする。
- ii 上記算式又は i による算定値が改定前薬価を上回る医薬品については、改定前薬価を薬価とする。
- ③ ①を②の算定方法に変更した場合の共済金削減額
  - = 約1.4億円(基礎データ:平成25年度医薬品購入実態調査)
- 2 算定方法変更の影響を受ける医薬品の割合
  - ① 1の①、現行方法の場合

	注射薬	内用薬	外用薬	注入・挿入薬
薬価が「税込購入価格の加重平均値 +調整幅」となる薬品数の割合	46%	5 1%	4 7 %	7 4 %
薬価が購入価格の90%バルクライン 価格の95/100となる薬品数の割合	36%	18%	2 4 %	26%
薬価が改定前薬価となる薬品数の割合	18%	31%	29%	0 %

### ② 1の②、変更後の算定方法の場合

	注射薬	内用薬	外用薬	注入・挿入薬
薬価が「税込購入価格の加重平均値 +調整幅」となる薬品数の割合	6 2 %	6 4 %	5 9 %	96%
薬価が購入価格の90%バルクライン 価格の90/100となる薬品数の割合	21%	8%	12%	4 %
薬価が改定前薬価となる薬品数の割合	16%	28%	29%	0 %

(基礎データ:平成25年度医薬品購入実態調査)

#### 3 中山間地域とそれ以外の地域での購入価格の比較

	中山間地域の購入価格が高い医薬品		中山間地域の購入価格が 低い医薬品		
	医薬品名	価格差	医薬品名	価格差	
注射薬			注A 注B 注C 注D 注E	-0. 1% -3. 3% -1. 1% -5. 6% -0. 3%	
内用薬	内A 内B	0. 5% 1. 9%	内 C 内 D 内 E	-1. 2% -1. 2% -5. 0%	
外用薬			外 A 外 B 外 C 外 D 外 E	-0. 3% -1. 7% -10. 2% -8. 0% -3. 0%	
注入・挿入薬	注挿A 注挿B	8. 8% 1. 4%	注挿C 注挿D 注挿E	-2.7% -0.3% -2.2%	

(基礎データ:平成25年度医薬品購入実態調査)

- 注1 各薬品区分の中から購入カ所数が多い上位5位の医薬品で算出
- 注2 中山間地域とは「農林統計に用いる地域区分」(平成13年11月30日付け13統計第956 号大臣官房統計情報部長通知)中、「旧市町村別農業地域型一覧表」の市町村のうち 「中間農業地域」及び「山間農業地域」
- 注3 価格差(%)は次式により計算
  - =(中山間地域平均購入価格-中山間地域以外平均購入価格)/平均購入価格

# ○薬価の算定方法(図)

